

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成25年5月2日(2013.5.2)

【公開番号】特開2013-8691(P2013-8691A)

【公開日】平成25年1月10日(2013.1.10)

【年通号数】公開・登録公報2013-002

【出願番号】特願2012-196503(P2012-196503)

【国際特許分類】

H 01 M 2/02 (2006.01)

H 01 M 2/06 (2006.01)

【F I】

H 01 M 2/02 K

H 01 M 2/06 K

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月13日(2013.3.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

上部シート、

下部シート、

上部シートと下部シートとがシールされる第1シーリング部、及び、

上記第1シーリング部の一部又は全部に接着される第2シーリング部を有し、

上記第2シーリング部は上記第1シーリング部の外部に位置することを特徴とするパウチ。

【請求項2】

上記第2シーリング部は、少なくとも一面が電気絶縁性を有する物質で塗布されるアルミニウム金属箔テープ、又は、アルミニウム金属箔テープで形成されていることを特徴とする請求項1に記載のパウチ。

【請求項3】

上記電気絶縁性を有する物質は、ポリオレフィン系高分子、ポリエステル系高分子、およびナイロンの中から選ばれることを特徴とする請求項2に記載のパウチ。

【請求項4】

上記第2シーリング部の厚さは0.1~400μmであることを特徴とする請求項1から3のいずれか1項に記載のパウチ。

【請求項5】

上記第2シーリング部は、電極タブが配置される領域を除いた部位に形成されることを特徴とする請求項1から4のいずれか1項に記載のパウチ。

【請求項6】

上記電極タブは同じ方向に形成されることを特徴とする請求項5に記載のパウチ。

【請求項7】

上記電極タブは互いに異なる方向に形成されることを特徴とする請求項5に記載のパウチ。

【請求項8】

上記第2シーリング部が上記第1シーリング部の一部に形成される場合、上記第2シ-

リング部は、上記第1シーリング部の端部面から形成されることを特徴とする請求項1に記載のパウチ。

【請求項9】

上記上部シートおよび上記下部シートは、それぞれ内部層、金属層および外部層が順次積層されて構成されることを特徴とする請求項1から8のいずれか1項に記載のパウチ。

【請求項10】

上記第2シーリング部は上記第1シーリング部の外部で上記第1シーリング部の一部又は全部を包囲することを特徴とする請求項1に記載のパウチ。

【請求項11】

上記第2シーリング部は上記第1シーリング部の外側断面に形成されることを特徴とする請求項1に記載のパウチ。

【請求項12】

請求項1から11のいずれか1項に記載のパウチを用いた二次電池。

【請求項13】

上記二次電池はリチウム二次電池であることを特徴とする請求項12に記載の二次電池。